

糸魚川東保育園 運営仕様書

令和9年4月1日から糸魚川市立糸魚川東保育園の保育内容等を引継ぐ公私連携型保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下、「法」という。）第56条の8第3項の届け出により設置された保育所。（以下、「保育園」という。))を運営する事業者（以下、「事業者」という。）が行う運営の詳細は、この仕様書による。

1 基本条件

- (1) 事業者自らが運営にあたること。
- (2) 糸魚川市（以下、「本市」という。）の保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。
- (3) 保育園の管理については事業者が責任を負うものとする。
- (4) 保育及び事業内容については、本仕様書に定めるもののほか、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、国の示す保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）、新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第46号）その他関係法令及び通知並びに本市の定める保育園等の適正配置及び公立保育園の民営化ガイドライン等を遵守すること。
- (5) 「募集要項11 引継ぎ保育について」に示す引継ぎ保育に係る協定締結後、糸魚川市立糸魚川東保育園に在園している児童（以下、「在園児」という。）の保護者・事業者・本市によって構成する三者協議会（以下、「三者協議会」という。）に出席し、保育内容及び質の維持・向上等に関し、保護者に不安が生じないよう三者により協議・調整を図るものとする。
また、開園後（民営化後）少なくとも1年間は事業者が主体となり三者協議会を開催することとし、本市と共に保護者からの要望等を精査し、三者協議会の開催が必要と判断した場合には、事業者は速やかに三者協議会を開催することとする。
その際、対象となる保護者は三者協議会開催時点の在園児保護者とする。

2 園名、定員等について

- (1) 保育園の名称は、「糸魚川東保育園」を基本として、最終的に三者協議会にて協議の上決定する。
- (2) 受入れクラスは0歳児クラスから5歳児クラスとする。
- (3) 定員については下記【定員構成】と同等以上のものとするに加え、以下①～④の内容を遵守すること。

【定員構成】

0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	合計
12人	18人	20人	30人	30人	30人	140人

- ① 下の年齢児より少ない定員を上の上の年齢児で設定しないこと。
 - ② 【定員構成】のうち4名以上は障がい児の受入れが可能な体制とし、本市から要請があった場合には速やかに受入れること。
 - ③ 医療的ケアが必要な児童についても、本市と協議の上可能な場合は受入れること。
 - ④ 特定の小規模保育事業所等を連携施設とすることは認めない。
- (4) クラス名は以下のとおりとする。
- 0歳児クラス：ひよこ 1歳児クラス：ちゅうりっぷ 2歳児クラス：さくら
3歳児クラス：ばら 4歳児クラス：すみれ 5歳児クラス：ゆり
- ※ 各クラスの名称は原則変更しないこと。ただし、三者協議会による了承を受けた場合はこの限りではない。

3 開園時間、休園日

- (1) 延長保育時間を含めた開園時間は7時30分から18時30分を基本とする。
なお、事業者の提案によりこの時間帯を超えて開園することは妨げない。
- (2) 下記に示す日以外を休園日としないこと。
なお、①②を開園日とする場合はあらかじめ本市との協議を必要とする。
 - ① 日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - ③ 年末年始（12月29日から1月3日）なお、事業者の協議、提案により休園日に開園することは妨げない。
- (3) (1)(2)に関わらず、災害等、緊急時における開園又は休園の判断については本市と協議のこと。

4 職員配置条件等について

職員の配置については関係法令を遵守するほか、下記の(1)から(15)によるものとする。

また、開園時に配置する職員の保育実務経験年数を算出する際の基準日は、原則、令和9年4月1日とし、開園日の翌日以降に配置する職員については、実際に保育園に配置される日を基準日とする。

※ 「保育実務経験」とは、実際に認可保育所（法35条第4項の認可を受けた保育所。）、公私連携型保育所（法第56条の8第3項の届け出により設置された保育所。）、公立保育園（法35条第3項の届け出により設置された保育所。）又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園、幼稚

園型認定こども園、保育所型認定こども園 及び 地方裁量型認定こども園)のうち、同法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)第1条の一及び三に規定する認定こども園(幼稚園型認定こども園 及び 地方裁量型認定こども園)を除く。)(以下、「認可保育所等」という。)において保育に従事したことをいう。(以下同じ。)

(1) 以下の職員を必ず配置すること。

なお、「⑤事務員」を除き、糸魚川市立糸魚川東保育園にて引継ぎ保育を実施した職員は原則配置すること。

- ① 施設長(園長) ② 主任保育士 ③ 保育士(クラス担任、フリー、障がい児対応)
④ 調理員 ⑤ 事務員

※ 「フリー保育士」とはクラス担任を持たない保育士のことをいう。(以下同じ。)

・ 看護師は、障害児保育等で配置の必要がある場合に配置すること。

・ 栄養士の配置は考慮すること。

(2) 施設長の配置については下記を遵守すること。

① 保育士資格を有すること。

② 施設長は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、園の運営について迅速かつ的確な判断ができる常勤かつ専任の者であって、認可保育所等において常勤保育士として通算10年以上の保育実務経験を有すること。

※ 「常勤」とは、無期又は1年以上の雇用契約であり、かつ就業規則に定められた勤務時間(1日6時間以上かつ月20日以上勤務に限る)で勤務すること。(以下同じ。)

※ 「非常勤」とは、1年未満の雇用契約であるか、又は就業規則で定められた勤務時間(1日6時間以上かつ月20日以上勤務に限る)を下回る時間で勤務すること。(以下同じ。)

③ 施設長は、主任保育士、クラス担任保育士、フリー保育士及びその他保育士の配置を必要とする事業等の担当保育士のいずれも充てることなく、実際に保育園の運営管理業務に専従していること。

④ 保護者及び地域住民との信頼関係の形成や施設運営の安定を図るため、原則、開園後3年間は施設長を変更しないこと。

なお、やむを得ず変更する場合は、本市と協議の上、保護者に対し十分な説明をするとともに、適切な職員を配置すること。

(3) 主任保育士の配置については下記を遵守すること。

① 保育士資格を有すること。

② 常勤かつ専任の者であって、認可保育所等において常勤保育士として通算7年以上の保育実務経験を有すること。

③ 主任保育士は、クラス担任保育士、フリー保育士及びその他保育士の配置を必要とする事業等の担当保育士のいずれも充てることなく、専任すること。

④ 保護者及び地域住民との信頼関係の形成や施設運営の安定を図るため、原則、開園後

3年間は主任保育士を変更しないこと。

なお、やむを得ず変更する場合は、本市と協議の上、保護者に対し十分な説明をする
とともに、適切な職員を配置すること。

(4) クラス担任保育士及びフリー保育士の配置については下記を遵守すること。

なお、クラス担任保育士の配置人数については【保育士配置基準】を遵守すること。

【保育士配置基準】

クラス	児童数に対応して配置される保育士数
0歳児	児童 概ね3人に対し保育士1名以上
1歳児	児童 概ね3人に対し保育士1名以上
2歳児	児童 概ね6人に対し保育士1名以上
3歳児	児童 概ね15人に対し保育士1名以上
4歳児	児童 概ね25人に対し保育士1名以上
5歳児	児童 概ね25人に対し保育士1名以上
上記のほかにフリー保育士1名以上	

※ 各年齢児クラスの保育士数については小数点第1位を切り上げて算出すること。

※ 【保育士配置基準】に則り配置する保育士数については、関連通知等を遵守し、基準
の改正があった場合には適切に対応すること。

① 保育士資格を有すること。

② 原則、常勤かつ専任の者とし、施設長は充てないこと。

③ 配置するクラス担任保育士の合計のうち、認可保育所等において常勤保育士として通
算6年以上の保育実務経験を有する者が1/3以上含まれること。

④ 配置するフリー保育士のうち、少なくとも1名は認可保育所等において常勤保育士と
して通算6年以上の保育実務経験を有する者とする事。

⑤ 保育実務経験年数に十分配慮した上でバランスよく配置すること。

⑥ 保護者からの子育てに関する相談や質問に対し、適切に対応できる者であること。

(5) 障がい児対応保育士の配置については下記を遵守すること。

① 障がい児が入園する場合には、障がいの程度に合わせて配置すること。

② ①の保育士は保育士資格を有する常勤かつ専任の者とし、施設長及び主任保育士は
充てないこと。

③ 障がい児の入園がない場合、障がい児対応保育士がフリー保育士として勤務するこ
とは妨げない。

(6) 調理員の配置については下記を遵守すること。

① 調理員を4人以上配置すること。

② 少なくとも2人は常勤かつ専任の者とする事。なお、2人を超える部分については
この限りではない。

(7) 看護師を配置する場合は、下記を遵守すること。

① 看護師免許を有すること。

- ② 1人は常勤かつ専任の者とし、1人を超える部分についてはこの限りではない。
 - ③ 開園時間内における園児の発熱、体調不良、怪我などに迅速に対応できる体制を整備すること。
 - ④ 園児の健康面や発育に関する保護者からの相談や質問に対し、専門的知識、技術及び判断をもって十分に対応できる者であること。
- (8) 事務員の配置については下記を遵守すること。
- ① 事務員を1人以上配置すること。
 - ② 少なくとも1人は常勤かつ専任のものとする。
なお、1人を超える部分についてはこの限りではない。
 - ③ 原則として事務員は経理及び用務員業務等を行うこと。
 - ④ 事務員は保育士（施設長及び主任保育士含む）の負担軽減を目的として配置するため、原則として保育士には事務を行わせないこと。
- (9) 事業者は、運営上の理由による年度途中での職員の交代は行わないこと。
- (10) 職員の雇用及び労務管理にあたっては、関係法令を遵守すること。
また、糸魚川市立保育園で就業している任期付職員、会計年度任用職員及び再任用職員の中に、事業者への移籍を希望する者がいる場合は積極的に雇用すること。
- (11) 保育に従事するパートタイム職員を採用する場合は、保育士資格や保育補助としての保育実務経験並びに育児経験を有する者等であって、児童や保護者に対し理解のある者を採用すること。
- (12) 事業者は、保育に従事する職員に対し定期的に研修等を実施するとともに、本市や国、県及びその他の団体が保育に関する知識・技能の向上を目的として実施する研修等に対象となる職員が参加できるよう環境及び体制を整備すること。
また、当該研修等に職員が参加した際にはその内容を全職員に周知すること。
- (13) 事業者は、職員の定着のため職員の処遇、福利厚生の実施、ワークライフバランスの推進や健康管理等に十分配慮すること。
- (14) 職員が異動となる場合は、職務内容等に関して十分な引継ぎを行うこと。

5 保育及び事業内容について

- (1) 保育等の実施にあたっては、糸魚川東保育園保育課程（令和7年度）等に沿って園独自のマニュアル等を作成し、それに基づくものとする。
- (2) 保育の目標と、それを具体化した年齢ごとのねらい及び内容を保育計画（散歩等の園外保育を含む）として定め、全体的な計画に基づき長期短期的な指導計画を作成し、保育を行うこと。
また、保育の記録をし、反省、評価、改善（課題に対する振り返り）を行うこと。
なお、各計画の重要な部分を変更する場合は事前に本市に申し出を行い、保護者の意見聴取を経て本市の承認を得なければならない。
- (3) 保育理念・保育方針・保育内容等について、ホームページ等で公開すること。
- (4) 1日の保育の流れは、資料5「糸魚川東保育園 保育園のしおり（令和7年度）」を基

本として継続すること。

(5) 保育に必要な物品の持参等に関しては、糸魚川市立糸魚川東保育園で保護者に求めている負担を超える新たな負担を保護者に求めないこと。

(6) 実費徴収及び上乗せ徴収の設定にあたっては下記を遵守すること。

① 糸魚川市立糸魚川東保育園の保育を継続する観点から、同園で実施していた実費徴収の内容と同程度とすること。

② 様々な保育ニーズに対応するために、やむを得ず実費徴収を必要とする新たな保育サービスを実施しようとする際には、書面にて、保護者に説明後、同意を得た上で実施すること。

なお、当該保育サービスを必要としない保護者に対し、サービス及び実費徴収の強要をしてはならない。

※ 現状の実費徴収の内容については下記のとおり

・ クラス年齢3～5歳児の副食費 4,500円

・ 日本スポーツ振興センターの共済掛金 240円

・ 記念写真等に係る代金（希望者のみ）

・ 教材費

③ 教育・保育の質の向上を図るために新たな保育サービスを実施しようとする場合には、事前に本市と協議すること。

ただし、当該保育サービスの実施にあたって上乗せ徴収を行うことは認めない。

(7) 運動会などの行事については、基本的に資料5糸魚川東保育園 保育園のしおり（令和7年度）における年間行事予定表を継続すること。

また、新たな行事を実施する場合には、職員、保護者及び園児の負担等を考慮し、保護者に対し事前に十分な説明を行った上で実施すること。

(8) 通常保育以外の事業として延長保育事業、一時預かり事業、障がい児保育を実施すること。

また、障がい児保育については4人以上の受入れが可能な体制を整備し、本市から要請があった場合速やかに受入れること。

なお、整備した受入れ可能人数を超える入園希望者がいる場合には、本市と協議すること。

(9) (8)に記載する事業以外のものを実施する場合には下記の事項を遵守すること。

① 必要に応じ本市又は新潟県と協議を行うこと。

② 事業の内容については「糸魚川市子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図ること。

③ 認可保育所において実施する基準に則った事業内容であること。

④ 公私連携型保育所として届け出た、児童福祉施設としての実施の妥当性を確保すること。

⑤ 事業が継続的に実施できる体制（職員配置や施設設備等）を整えること。

(10) 延長保育の時間帯においても、各組・各グループに1人以上保育士を配置し、かつ全体で2人は下らないこと。

- (11) 医療的ケアが必要な児童の受入れにあたっては、法令等を遵守すること。
- (12) ならし保育（保育施設に慣れるための保育）の実施にあたっては下記を遵守すること。
- ① 進め方等、保護者に十分な説明をした上で実施すること。
 - ② 在園児については、引継ぎ保育にて職員との信頼関係が既に構築されていることから、基本的にならし保育は実施しないこと。
ただし、保育を提供する場が新園舎に移ることから、環境の変化に伴い、在園児においてもならし保育が必要と判断される場合には当該在園児の保護者に十分に説明をし、理解を得た上で実施することは妨げない。
 - ③ 在園児の保護者から実施の希望があった場合には基本的に実施すること。
- (13) 保育園で実施する行事に招待するなど、地元自治会や近隣住民等との良好な関係づくりに努めること。
- (14) 学生等の保育ボランティアの受入れを行うこと。なお、受入れにあたって施設長は事前に保育ボランティア希望者の面接をし、内容について十分に理解を得ること。
- (15) 保育園の運営について、保護者と定期的な話合いの場を設け、相互理解に努めること。
特に、開園後（民営化後）は速やかにクラスごとの保護者会を開催し、保護者の不安の解消に努めること。
- (16) 保護者とのコミュニケーションを十分に図るとともに、保育園に対する要望や意見、苦情等（以下、「要望等」という。）を保護者が伝えやすい環境を整えること。
また、社会福祉法に基づく苦情解決制度（苦情解決窓口、苦情解決責任者、苦情解決第三者委員）を整備し、要望等については本市に報告するとともに責任をもって対応すること。
- (17) 保育サービスに対する第三者評価（社会福祉法第 78 条に規定するもの）を 5 年に 1 度実施し、保育の質の向上に努めること。
なお、実施の頻度を増やすことは妨げない。
- (18) 保育内容及び質の維持・向上等を図るため、保育サービスの提供方法を変更しようとする時は、保護者から意見を聴取し、本市に報告しなければならない。
- (19) 本市の施策として新たな保育施策の実施が決定した際は、公私連携型保育所として本市の方針を理解し、本市の依頼に基づき保育を実施しなければならない。
- (20) 非常災害等の緊急時においては、必要に応じて施設の一部を開放する等、積極的に地域の住民等に協力すること。
- (21) 園外保育等を行う際には、マニュアル等に基づき園児の安全を確保すること。

6 引継ぎ保育について

- (1) 糸魚川市立糸魚川東保育園の保育内容等を引き継ぐにあたり、次の点を踏まえて引継ぎ保育を行うこと。なお、詳細については「募集要項別紙3 糸魚川市立糸魚川東保育園引継ぎ保育仕様書」によるものとする。
- (2) 引継ぎ保育の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

7 保育環境について

- (1) 各クラス名などは原則として変更しないこと。
ただし、三者協議会による了承を受けた場合は変更することができるものとする。
- (2) 職員全員が園児の状況を把握し、園児一人ひとりへの理解を深め、受容するよう努めること。通常保育から延長保育へ切り替わる時は、園児の状況について職員間の引継ぎを適切に行うこと。
- (3) 資料3 糸魚川東保育園保育課程（令和7年度）に示されている基本的な生活習慣について、園児一人ひとりの状況に応じて対応すること。
- (4) 安心安全に過ごせる生活の場に相応しい環境を整備すること。
- (5) 園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備すること。
また、日常的に屋内外の清掃を行い、遊具の衛生・安全面に配慮すること。
- (6) 園児が主体的に活動できる保育環境を整備すること。
- (7) 身近な自然や社会と関われるよう取り組むこと。
- (8) さまざまな表現活動が自由にできる保育環境を整備すること。
- (9) 遊びや生活を通して、園児の人間関係が形成できるよう取り組むこと。
- (10) 適正な睡眠環境を整備すること。
- (11) 園児の人権に十分配慮するとともに、互いに尊重する心を育てられるよう配慮すること。
- (12) 園児の性差への先入観による固定的な観念や、性別分業意識を植え付けないよう配慮すること。
- (13) 園児の人権を尊重し、人格を辱める言動や行為を行わないこと。
なお、これに反するような行為を発見した場合の対応については「10. 虐待などへの対応について」に準じること。
- (14) 宗教・人種等の多様性に十分な配慮を行なうこと。
なお、これに反するような行為を発見した場合の対応については、「10. 虐待などへの対応について」に準じること。
- (15) 保育の質を高めるために、職員間でのコミュニケーションを十分に図るとともに、良好な関係の構築に努めること。

8 事故防止・安全対策について

- (1) 定期的に施設等の点検作業を行い、安全性を保つこと。
- (2) 各種マニュアル等に基づき、状況に応じて安全確保のための訓練等、具体的な取り組みを定期的に行うこと。
- (3) 職員は、事故等の発生が予測される箇所を事前に把握し、事故を未然に防ぐための対策を講じるなど、日頃から安全の確保に努めること。
- (4) 保育園の敷地等に設置する防犯カメラについては、園内で映像を確認できる環境を整備すること。また、不審者等が現れた際には、直ちに警察や警備会社等に連絡できる体制を整備すること。なお、110番通報をした場合には本市へ報告すること。
- (5) 事故等が発生した際には、マニュアル等に基づき、直ちにその原因、状況及びこれに対する処置を本市に報告するとともに、事故の再発防止に取り組むこと。
また、保護者が事故等の発生に関する情報開示を希望した場合には積極的に開示すること。

9 衛生、健康管理について

- (1) 日頃から園児一人ひとりの健康状態を把握し、異常がある場合は適切に対応すること。
- (2) 健康診断及び発育測定の結果については、園児別の記録を作成して保護者や職員に伝達し、保育に反映すること。
- (3) 園児の健康状態について、医療機関等と相談や連携ができる体制を整備すること。
- (4) 嘱託医との関りを密にし、必要に応じて相談するとともに、園児に関して嘱託医に相談した内容については当該園児の保護者と情報を共有すること。
- (5) 感染症の発生に際しては、マニュアル等に基づき必要に応じて状況を保護者に連絡すること。
- (6) 保護者から与薬の要望があった場合は、マニュアル等に基づいて適切に対応すること。

10 虐待などへの対応について

- (1) マニュアル等に基づき、虐待の疑いのある園児等の早期発見に努めること。
また、当該園児等の家庭に対しては、必要に応じて関係機関と連携を図りながら対応するとともに、速やかに本市へ報告すること。
- (2) 職員による不適切な保育が発見された場合も前号に準じること。
- (3) 不適切な保育防止のため、職員一人ひとりが園児等の人権・人格を尊重する保育や、園児等への接し方について確認するとともに、施設長及び主任保育士を中心に、日々、職員間で意識の共有の徹底や、職員同士での気づきの促進を行うこと。
- (4) 不適切な保育防止のため、職員は積極的に自治体等が実施する研修等に参加し、また、参加できる環境及び体制を整えておくこと。
なお、当該研修に職員が参加した際は内容を全職員に周知すること。

11 給食等について

- (1) 園児が食事を楽しむことができる工夫をすること。
- (2) 事業者が自園内で調理し、関係通知等を遵守した完全給食を実施すること。
※ 「完全給食」とは、開園する全ての曜日において搬入等によらず、主食・副食等全てのメニューを自園調理によって提供する給食を指す。
- (3) 給食・おやつは、安全な旬のものを使った手作りのものを提供するよう努めること。
- (4) 日々の献立と給食見本を保護者に示すとともに、0～1歳児はもとより、必要に応じ2～5歳児についても園児の喫食状況を保護者に知らせること。
- (5) 食事は摂取量に個人差が生じたり偏食が出やすいため、一人ひとりの心身の状態を把握し、楽しい雰囲気の中でとれるように配慮すること。
- (6) 保護者に対し、離乳食の進め方についての説明・指導をするとともに、保護者から相談があった場合にはそれに応じること。また、新規の食物アレルギー反応が起きることを防ぐため、家庭で食べている食品を使用して調理すること。(特に離乳食期は注意のこと)
- (7) 食物アレルギー対応食についてはマニュアル等に基づき適切に対応すること。
また、現在アレルギー対応食を提供している園児の食事については、開園後も対応すること。
- (8) 食物アレルギー児への対応については、毎月食物アレルギー対応献立表等により、当該児童の保護者と内容を確認すること。
- (9) 園児が体験(例：野菜作りやクッキング等)を通じて「食」の大切さを学び、正しい食習慣を身につけることができるよう食育に取り組むこと。
- (10) 園児一人ひとりのニーズ(給食の提供方法や形態食(刻み食、ミキサー食、ソフト食等))に対応すること。

12 保護者の子育て支援・地域の子育て支援

- (1) 保護者一人ひとりと定期的な個別面談を実施する等、日常的な情報交換に加え、園児の発達状況や育児などについて共通理解を図ること。
- (2) 下記の各種便り等を定期的に発行し、保護者へ配付又は配信すること。なお、複数の便り等を兼ねる便り等の発行及び下記以外の便り等を発行することは妨げない。
 - ① 園だより
 - ② クラスだより
 - ③ 給食だより(献立表含む)
- (3) 特に0～2歳児については、授乳時間や睡眠時間、摂食状況など、家庭と保育園それぞれの生活について保護者と職員間で把握することができるようにすること。
- (4) 家庭の状況や保護者で行った情報交換の内容を記録すること。
- (5) 保護者の保育ニーズを把握するための取り組みを行い、事業に反映するよう努めること。
- (6) 公私連携型保育所として、地域の子育て家庭を対象とした育児相談など、地域の子育て支援を行うこと。なお、取り組みを行うにあたっては継続的に実施できる体制を整備すること。

- (7) 近隣住民から保育園の運営について理解を得られるよう努めること。
- (8) 必要に応じて関係機関と連携し、情報の収集に努めること。
- (9) 幼稚園・小学校・中学校等との交流や、体験学習等の受入れについては事前に本市と協議すること。
- (10) 事業者は、保育園の卒園児が卒園後も気軽に訪れることができるような環境づくりに努めること。

13 通園・通勤方法について

- (1) 通園・通勤時については、事業者の責任において下記を守るよう保育園利用者及び職員に対し周知・指導を徹底すること。
 - ① 通行人及び近隣住民等の迷惑になるような行為は行わないこと。
 - ② 保育園内の駐車場利用について、事故等が起きないように注意喚起を行うこと。
 - ③ 路上駐車は行わないこと。
- (2) 通園時間帯における保育園利用者や地域住民等の安全を確保するため、敷地の出入口や駐車場等に職員等を配置するよう努めること。

14 経理について

- (1) 開園後の経理については下記のとおり対応すること。
 - ① 関係法令を遵守するほか、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育園に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号等内閣府子ども・子育て本部総括官等通知）」に基づいて経理を処理するとともに、社会福祉法人は「社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）」、学校法人は「学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）」に基づいて資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表等による会計処理を行うこと。
 - ② 園の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとすること。
 - ③ 設置する保育園に適用する経理規程を整備すること。
 - ④ 設置する保育園専用の口座を設け、本市に届け出ること。

15 その他の条件

- (1) 敷地内に存する樹木の伐採及び伐根は行わないこと。ただし、樹木の倒木の恐れがある等、安全上問題がある場合には事前に本市と協議の上対応することとする。なお、枝等の剪定については、事前に本市と協議を行った上で実施することは妨げない。
- (2) 日々の清掃を含む樹木の維持管理については、運営事業者の責任及び費用負担において適正に行うこと。
- (3) 法令、保育所保育指針、新潟県又は本市保育施策等に変更があった場合には、本仕様書の内容変更もあり得るものとする。
- (4) 運営にあたっては、本市が行う保育施設に対する運営支援を受入れ、業務の改善に努めること。

- (5) 施設賠償責任保険や火災保険等必要と思われる保険について、事業者の責任において締結すること。
- (6) 本市から協力依頼があった際は運営に支障のない範囲で応じること。
- (7) 業務上取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に取り扱うこと。
- (8) 新潟県及び本市による、児童福祉法等に基づく指導監査や、本市が必要に応じて実施する、募集要項資料 2「協定書（案）」に定められた内容の履行状況に関する指導監督を受け、指摘・改善勧告等があった場合にはこれに従うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、都度本市と協議の上、決定するものとする。